

## 日本造船工業会の労働安全衛生に関する取組み

一般社団法人日本造船工業会は、全国造船安全衛生対策推進本部の構成団体としての取組みに加え、平成 20 年度から労働災害防止対策「アクションプラン」として、以下の追加の取組みを実施している。

項目	概要
1 経営トップによる認識・意識高揚 (各社の安全成績に報告)	経営トップに労働安全衛生の重要性の再認識・意識高揚を促し、経営トップのリーダーシップによる安全対策の推進が図られるよう、毎月開催される本会理事会・正副会長会議において、会員各社別の安全成績（度数率・強度率）などの安全衛生概況の報告を行っている。
2 安全特別点検の実施	重大な災害が発生した会員造船所に対し、安全の専門家による特別点検を実施している。(平成 20 年～27 年で延べ 30 造船所)
3 安全総点検 Year 2015	会員造船所での「安全総点検」を平成 24 年から実施。安全衛生計画や安全点検要領等の見直し、パトロールの質の向上と回数増等により更なる安全対策の充実を図ることとしている(会員造船所が自主的に取り組む)。また、会員造船所の要請に応じ、 ①現場の安全診断とアドバイス、 ②安全衛生教育、 ③安全衛生マネジメントシステム導入支援(リスクアセスメントの取組みと推進)、 ④5S・ヒヤリハット等安全衛生の基本的活動の促進等に関する支援を実施している。平成 27 年度は 2 造船所において、リスクアセスメント研修を実施した。
4 安全衛生対策強化月間と労使合同安全衛生点検の実施	日本基幹産業労働組合連合会(基幹労連)と連携し、毎年 2 月と 7 月を安全衛生対策強化月間に指定して、安全衛生ポスターの配布、労使合同の安全衛生点検の実施(7 月)により、安全衛生対策の啓発を図っている。平成 27 年度は、2 造船所において実施した。